

## お知らせ

### 滋賀県スポーツ協会指定管理施設における 新型コロナウイルス感染症対策について

#### 1 対象期間

令和2年3月17日（火）から3月24日（火）までとします。

#### 2 施設利用

##### 「個人利用の施設」

- 引き続き休止とします。（別紙「県立スポーツ施設における新型コロナウイルス感染症対策について」のとおりとします）

##### 「貸館事業」

- 3月24日（火）までは、原則として利用の中止・延期の要請をいたしますが、主催者様が別紙①の【開催検討の視点】に基づき開催を検討し、開催が可能であると判断した場合、主催者様が感染防止対策をしっかりとった上で、施設を使用していただきます。

#### 3 その他

令和2年3月24日以降は、今後の状況を踏まえて対応します。